

くれたけミニギャラリー 利用案内

1. くれたけミニギャラリーについて

地域で創作活動を行う団体又は個人の皆様に作品発表の場としてご利用いただくとともに、京都市呉竹文化センターに来館する方々が多様な芸術文化作品を鑑賞できる場として一般に開放しています。

2. 展示対象

- (1) 活動拠点が京都市内の団体又は個人
- (2) 絵画・書道・写真・彫刻・陶芸・手芸などの芸術文化に関する作品
※販売促進などの営利目的での展示はできません。
※公序良俗に反する作品の展示はできません。

3. 注意事項

- (1) 展示場所や備品を毀損又は著しく汚損した場合は、出展者に賠償していただきます。
- (2) 万が一、展示作品が破損しても会館は責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- (3) ホール等での催物の状況により、展示期間中であっても作品をご覧いただけない場合があります。
- (4) 展示に係る作業は出展者自身で行ってください。
- (5) 火気及び危険物の持ち込みはできません。

4. 利用概要

- (1) 展示期間…原則として1か月ごと
作品等の搬入・搬出日時は展示期間内に行ってください。
- (2) 利用料…**無料**
- (3) 貸出備品…ワイヤー（12本）
ガラス板（4枚／幅100cm×奥行43cm）
画鋲またはダルマ型押しピン
※貸出備品以外に必要なものは各自でご用意ください。
※テープ類は使用しないでください。
- (4) 駐車場…一時駐車の下ろしスペースをご利用ください。
- (5) その他…展示の様子は当館ホームページでご紹介します。
展示案内のポスター（A3サイズ2枚まで）をご用意いただいた場合は、館内・館外の掲示板上に掲出します。無い場合は会館が作成したものを掲出します。



★幅 400cm×奥行 90cm×高さ 220cm
★場所：ホール東ホワイエ

5. 申込みについて

- (1) 毎年1月から翌年度分を先着順に受け付けます。
(例) 利用希望月：令和6年4月～令和7年3月分 → 令和6年1月から受付開始
令和7年4月～令和8年3月分 → 令和7年1月から受付開始
※空き状況については、窓口または電話でご確認いただくことをおすすめします。
- (2) 所定の申込書をご提出ください。なお、初めて出展される方は、活動履歴や展示作品がわかる写真等を添付してください。

詳しくは会館にお問い合わせください。

▶▶▶ **京都市呉竹文化センター**
〒612-8085 京都市伏見区京町南7丁目35-1

☎ 075-603-2463

✉ kuretake@kyoto-ongeibun.jp